

東近江市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月24日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東近江市国民健康保険条例（平成17年東近江市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

第25条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第32条の2第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る第4条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第25条第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。